

# 土木工事実施設計単価表

平成30年度  
(一部改定)

(平成31年3月15日調達公告以降適用)

鳥取県 県土整備部

## 設計単価表について

1. この設計単価表は、鳥取県が発注する土木工事等に係わる設計単価を収録したものである。
2. この単価欄に「物価資料」と記載されているものは「建設物価（Web 建設物価）」（（一財）建設物価調査会発行）3月号を引用しているものである。
3. 設計資材単価は、この単価表のほか、「建設物価」（一般財団法人建設物価調査会発行）「積算資料」（一般財団法人経済調査会発行）及び見積り等によっている。
4. 市場単価は、「土木コスト情報（一般財団法人 建設物価調査会 発行）」に記載されているものである。
5. 記載されている単価は、特段の明記がある場合を除いて現場持ち込み価格である。
6. 記載されている単価については、市場価格の変動により変更されることがある。
7. この設計単価表の内容に関する問い合わせには応じない。

# 目 次

注意事項	i
01 鳥取県単価ブロック割	1
02 一般資材単価	
(01) 鋼 材	2
(02) 鋼材 (エキストラ)	4
(03) 鋼矢板	6
(04) 鉄製品	6
(05) セメント・混和剤 (材)	6
(06-1) 生コンクリート (高炉)	7
(06-2) 生コンクリート (普通)	17
(06-3) 生コンクリート (早強)	25
(07-1) 骨 (石) 材	33
(07-2) 再生碎石	39
(08) 木材	40
(09) 仮設 (型枠) 材	41
(10) 路面標示用塗料	42
(11) 瀝青材・添加材	43
(12-1) アスファルトコンクリート (現場着)	44
(12-2) アスファルトコンクリート (工場渡し)	47
(13) アスファルト再生合材	48
(14) 道路鋸・誘導標・カーブミラー・車線分離標	51
(15) 標識柱	53
(16) けい船柱	53
(17) 標識板	54
(18) インターロッキングブロック	55
(19) 自由勾配側溝用グレーチング	56
(20) 自由勾配側溝用グレーチング (細目)	58
(21) 集水枡用グレーチング	59
(22) コンクリート積ブロック	59
(23) ガードレール	60
(24) 防護柵	63
(25) 鉄線かご	65
(26) 法面緑化材	66
(27) 落石防護材・ラス	67
(28) 火薬類	68
(29) 止水板	68
(30) 照明ポール・器具	69
(31) ボーリング材料	
(ア) アンカー工用	70
(ロータリーパーカッション：単管削孔用)	
(イ) アンカー工・集排水ボーリング用	70
(ロータリーパーカッション：二重管削孔用)	
(ウ) 大口径ボーリング用	71
(32) 削孔・切削 (断) 材料・チゼル・溶接材料	73
(33) ビニル製品	74
(34) 燃料・ガス	74
(35) その他材料	75
(36) 鉄筋挿入工	76
(37) 橋梁補修材	76

03	橋梁用資材単価	
	(1) 形鋼	77
	(2) P C鋼線	77
	(3) P C鋼棒	77
	(4) 定着装置	78
	(5) 塗料	79
	(6) 橋梁用諸資材	79
04	土木工事市場単価	
	(01) 鉄筋工	80
	(02) ガス圧接工	80
	(03) インターロッキングブロック工	80
	(04) 防護柵設置工 (ガードレール)	81
	(05) 防護柵設置工 (ガードパイプ)	83
	(06) 防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	84
	(07) 防護柵設置工 (落石防護柵)	85
	(08) 防護柵設置工 (落石防止網)	86
	(09) 道路標識設置工	87
	(10) 道路付属物工	89
	(11) 法面工	91
	(12) 吹付砕工	92
	(13) 鉄筋挿入工 (ロックボルト工)	92
	(14) 道路植栽工	93
	(15) 公園植栽工	94
	(16) 橋梁用伸縮継手装置設置工	95
	(17) 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工	95
	(18) 橋面防水工	95
	(19) 薄層カラー舗装工	96
	(20) グルーピング工	96
	(21) 軟弱地盤処理工	97
	(22) コンクリート表面処理工	97
05	土木工事標準単価	
	(1) 区画線工	98
	(2) 橋梁塗装工	101
	(3) 構造物とりこわし工	110
	(4) コンクリートブロック積工	110
	(5) 排水構造物工	111
06	港湾関係単価	
	(1) 捨石 1 m <sup>3</sup> 当たり単価	113
	(2) 港湾資材単価	114
07	農地用資材	
	(1) 農地用コンクリート二次製品	115
	(2) 暗渠排水資材	116
	(3) 集落排水資材	117
	(4) 取水・排水用資材	118
08	下水道関係資材	
	(1) 下水道推進工法用管	119
	(2) 下水道推進工法用管 (小口径)	120
	(3) 下水道用塩化ビニール管	121
	(4) 組立マンホール用資材	123
	(5) 下水道用諸資材	127

09	建設機械賃料	134
10	建設残土投棄料	140
11	電線共同溝	141
12	リサイクル製品	
	(1) 一般資材	143
	(2) コンクリート二次製品	
	01) ボックスカルバート	144
	02) 歩車道境界ブロック・L型・土羽台・路肩ブロックほか	146
	03) 鉄筋コンクリートU型本体・蓋	146
	04) 側溝蓋	147
	05) 道路用鉄筋コンクリート側溝本体・蓋	147
	06) 自由勾配側溝(2枚蓋用)	148
	07) 自由勾配側溝(3枚蓋用)	151
	08) 土留用自由勾配側溝(2枚蓋用)	152
	09) 自由勾配側溝蓋	153
	10) 自由勾配側溝(横断)1枚グレーチング仕様	153
	11) 大型フリューム	154
	12) プレキャストL型擁壁	157
	13) U字フリューム・パッキン	158
	14) 角フリューム・ベンチフリューム	158
	15) ヒューム管	160
	16) 重圧管	160
	17) 改良型道路側溝	161
	18) 用排水溝・分水溝・階段落差ほか	161
	19) コンクリート積ブロック	163
	20) コンクリートブロック	163-2
13	生コンクリート小型車割増	164
14	生コンクリート調整額	165
15	留意事項	168
16	労務単価	174
17	建設材料試験項目および手数料一覧	178
18	施工パッケージ型積算方式	179
	代表材料規格の基準単価作成方法について	
	施工パッケージ型積算基準 代表機労材規格一覧	

## 土木工事実施設計単価表の使用にあたっての注意事項

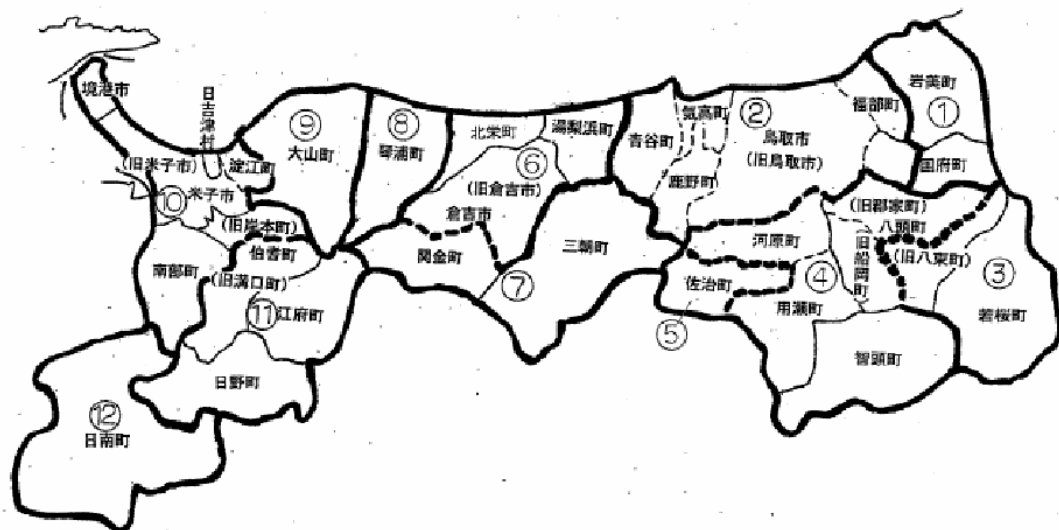
- 1 この設計単価表は、鳥取県が発注する土木工事に係る設計単価を収録したものである。
- 2 当単価表に掲載された単価の適用にあたっては、留意事項を参照すること。
- 3 情報共有システム利用料は、平成27年度鳥取県県土整備部土木工事標準積算基準書の改定に伴い、廃止しました。(平成27年8月20日以降調達公告適用)

# 01 鳥取県単価ブロック割

鳥取県単価ブロック割一覧表

地区名	ブロック番号	市 町 村 名
	00	全 県
鳥 取	01	岩美町、鳥取市国府町（成器、大茅）
	02	鳥取市（旧鳥取市）、鳥取市国府町（宇倍野）、鳥取市福部町、鳥取市気高町、鳥取市鹿野町、鳥取市青谷町
八 頭	03	八頭町（旧八東町）、若桜町
	04	八頭町（旧郡家町）、鳥取市河原町、八頭町（旧船岡町）、鳥取市用瀬町、智頭町
	05	鳥取市佐治町
倉 吉	06	倉吉市（旧倉吉市）、湯梨浜町（旧泊村、旧東郷町、旧羽合町）、北栄町（旧北条町、旧大栄町）
	07	三朝町、倉吉市関金町
	08	琴浦町（旧東伯町、旧赤碕町）
米 子	09	大山町（旧中山町、旧名和町、旧大山町）
	10	米子市（旧米子市）、境港市、日吉津村、米子市淀江町、伯耆町（旧岸本町）、南部町（旧会見町、旧西伯町）
日 野	11	伯耆町（溝口町）、江府町、日野町
	12	日南町
	13	鹿野町 ※ 生コンクリートに限り適用
	14	境港市及び米子市（富益町、大崎以北） ※ 山土、碎石（新材）に適用
	15	青谷町 ※ 生コンクリートに限り適用
	16	若桜町 ※ 生コンクリートに限り適用
	17	岩美町 ※ 生コンクリートに限り適用
	18	智頭町 ※ 生コンクリートに限り適用

平成 23 年 12 月 1 日



## 18 労務単価等

### (1) 公共工事設計労務単価(基準額)及び割増対象賃金比、1時間当り割増賃金係数

単価コード		職 種	単 価 (円)	割増対象 賃金比 (A)	1時間当り割増賃金係数 K		
					時間外 1.25	休日 1.35	深夜 0.25
土地改良	土木				$A \times 1/8 \times 1.25$	$A \times 1/8 \times 1.35$	$A \times 1/8 \times 0.25$
R01002	R0010	特殊作業員	18,200	82.0%	12.8%	13.8%	2.6%
R01003	R0020	普通作業員	14,800	88.0%	13.8%	14.9%	2.8%
R01004	R0030	軽作業員	13,000	91.6%	14.3%	15.5%	2.9%
R02001	R0040	造園工	17,800	81.6%	12.8%	13.8%	2.6%
R01008	R0050	法面工	21,600	84.8%	13.3%	14.3%	2.7%
R01012	R0060	とび工	21,300	88.0%	13.8%	14.9%	2.8%
R01006	R0070	石工	27,600	91.8%	14.3%	15.5%	2.9%
R01007	R0080	ブロック工	19,200	83.0%	13.0%	14.0%	2.6%
R01013	R0090	電工	17,900	73.6%	11.5%	12.4%	2.3%
R01010	R0100	鉄筋工	21,000	88.3%	13.8%	14.9%	2.8%
R02002	RTA0003	鉄骨工	20,200	78.4%	12.3%	13.2%	2.5%
R02003	R0120	塗装工	20,900	83.8%	13.1%	14.1%	2.6%
R01011	R0130	溶接工	22,200	83.0%	13.0%	14.0%	2.6%
R01021	R0140	運転手(特殊)	17,000	82.8%	12.9%	14.0%	2.6%
R01022	R0150	運転手(一般)	14,900	84.4%	13.2%	14.2%	2.6%
R01042	-	潜かん工	30,200	93.7%	14.6%	15.8%	2.9%
R01041	-	潜かん世話役	35,800	78.0%	12.2%	13.2%	2.4%
R01005	R0180	さく岩工	24,700	64.5%	10.1%	10.9%	2.0%
R01062	R0190	トンネル特殊工	33,700	96.8%	15.1%	16.3%	3.0%
R01063	R0200	トンネル作業員	23,300	94.4%	14.8%	15.9%	3.0%
R01061	R0210	トンネル世話役	35,800	94.9%	14.8%	16.0%	3.0%
R01052	R0220	橋りょう特殊工	25,700	89.6%	14.0%	15.1%	2.8%
R01053	R0230	橋りょう塗装工	26,600	89.1%	13.9%	15.0%	2.8%
R01051	R0240	橋りょう世話役	29,500	82.8%	12.9%	14.0%	2.6%
R01001	R0250	土木一般世話役	19,800	81.8%	12.8%	13.8%	2.6%
R01072	R0260	高級船員	24,500	72.6%	11.3%	12.3%	2.3%
R01073	R0270	普通船員	19,600	73.2%	11.4%	12.4%	2.3%
R01082	R0280	潜水士	36,200	81.1%	12.7%	13.7%	2.5%
R01083	R0290	潜水連絡員	27,300	89.3%	14.0%	15.1%	2.8%
R01084	R0300	潜水送気員	26,300	87.1%	13.6%	14.7%	2.7%
R01014	RTA0051	山林砂防工	-	80.9%	12.6%	13.7%	2.5%
R01015	-	軌道工	32,200	85.4%	13.3%	14.4%	2.7%



単価コード		職 種	単 価 (円)	割増対象 賃金比 (A)	1時間当り割増賃金係数 K		
					時間外 1.25	休日 1.35	深夜 0.25
土地改良	土木				$A \times 1/8 \times 1.25$	$A \times 1/8 \times 1.35$	$A \times 1/8 \times 0.25$
R01009	R0330	型わく工	20,700	92.5%	14.5%	15.6%	2.9%
R02004	R0340	大工	21,000	88.7%	13.9%	15.0%	2.8%
R02005	R0350	左官	20,200	89.5%	14.0%	15.1%	2.8%
R02006	R0360	配管工	18,300	76.6%	12.0%	12.9%	2.4%
R02007	-	はつり工	20,900	84.6%	13.2%	14.3%	2.6%
R02008	RTA0052	防水工	22,700	79.9%	12.5%	13.5%	2.5%
R02009	-	板金工	21,600	79.7%	12.5%	13.4%	2.5%
R02010	RTA0101	タイル工	19,200	75.5%	11.8%	12.7%	2.4%
R02011	-	サッシ工	19,700	80.3%	12.5%	13.6%	2.5%
R02012	-	屋根ふき工 (参考値：全国平均)	-	-	-	-	-
R02013	-	内装工	21,800	78.8%	12.3%	13.3%	2.5%
R02014	-	ガラス工	20,400	76.4%	11.9%	12.9%	2.4%
R01031	R0368	交通誘導警備員 A	13,400	86.8%	13.6%	14.6%	2.7%
R01032	R0369	交通誘導警備員 B	10,700	91.2%	14.3%	15.4%	2.9%
R02015	-	建具工	17,500	72.7%	11.4%	12.3%	2.3%
R02016	-	ダクト工	18,400	72.3%	11.3%	12.2%	2.3%
R02017	-	保温工	20,300	80.1%	12.5%	13.5%	2.5%
R02018	-	建築ブロック工	17,300	-	-	-	-
R02019	R0470	設備機械工	20,500	72.7%	11.4%	12.3%	2.3%

- 1 本単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割り増し賃金、各職種の通常の作業条件または作業
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、例えば、交通誘導員の単価について費等)は含まれていない。

## (2) 電気通信関係基準日額

単価コード		職 種	単 価 (円)	単 位	備 考
土地改良	土木				
R03003		電気通信技術者	31,300	円/日	割増対象賃金比 65%
R03004		電気通信技術員	21,000	円/日	割増対象賃金比 65%
R03006		点検技術者	30,900	円/日	割増対象賃金比 66%
R03007		点検技術員	23,800	円/日	割増対象賃金比 66%
R03011		運転監視技術員	23,800	円/日	割増対象賃金比 66%

## (3) 機械設備工事積算標準賃金

単価コード		職 種	単 価 (円)	単 位	備 考
土地改良	土木				
R03001		機械設備製作工	24,600	円/日	
注)内訳は基準内給与(基本給及び諸手当)、通勤手当、賞与、退職金等である。					
R03002		機械設備据付工	21,800	円/日	割増対象賃金比 70.4%
注)内訳は基準内給与(基本給及び諸手当)、通勤手当、賞与である。					

## (4) 港湾請負工事積算基準に係る標準賃金

単価コード		職 種	単 価 (円)	単 位	備 考
土地改良	土木				
-	R0000015	潜水土(ダイバー)	47,600	円/日	潜水深度10m未満
-	R0000017	潜水土(ダイバー)	50,900	円/日	潜水深度10~20m未満
-	R0000019	潜水土(ダイバー)	54,200	円/日	潜水深度20~30m未満
-	R0000021	潜水土(ダイバー)	57,500	円/日	潜水深度30~40m未満

注) 標準賃金の内訳は、基準内給料(基本給及び諸手当)、通勤手当、賞与、退職金等である。  
 潜水土補助員は、潜水土(ダイバー)に準じる。  
 上廻り員は、公共工事設計労務単価の潜水送気員に準じる。

## (5) その他

単価コード		職 種	単 価 (円)	単 位	備 考
土地改良	土木				
R01023	—	助手	普通作業員単価	円/日	
R03005	—	機械工	溶接工単価	円/日	
-	—	工場塗装工	橋梁塗装工単価	円/日	
-	—	保安要員	普通作業員単価	円/日	

## (6)参考

### 1. 割増賃金の計上が必要な場合の労務費(割増賃金を含む総額)計算例

#### (1)時間外

- ① 所定労働時間の8時間に加え、2時間の時間外労働を行う場合(すべて深夜以外の時間帯の場合)  
労務費(総額) = 単価 + 単価 × K(時間外) × 2時間
- ② 所定労働時間の8時間に加えて4時間の時間外労働時間を行い、うち2時間が深夜の時間帯の場合  
労務費(総額) = 単価 + 単価 × K(時間外) × 4時間 + 単価 × K(深夜) × 2時間

#### (2)休日

- ① 休日に8時間の労働を行う場合(すべて深夜以外の時間帯の場合)  
労務費(総額) = 単価 × K(休日) × 8時間
- ② 休日に9時間の労働を行う場合(すべて深夜以外の時間帯の場合)  
労務費(総額) = 単価 × K(休日) × 9時間
- ③ 休日に10時間の労働を行い、うち2時間が深夜の時間帯の場合  
労務費(総額) = 単価 × K(休日) × 10時間 + 単価 × K(深夜) × 2時間

#### (3)深夜

- ① 所定労働時間8時間の労働を行い、うち3時間が深夜の時間帯の場合  
労務費(総額) = 単価 + 単価 × K(深夜) × 3時間

### 2. 機械設備工事積算に係わる標準賃金について

#### (1)機械設備製作工

「機械設備製作工」については、日当たり単価とし、基準内給与(基本給及び諸手当)、通勤手当、賞与、退職金等からなる。  
即ち、「機械設備積算基準(案)」の製作原価以外では適用できない。

#### (2)機械設備据付工

「機械設備据付工」は、日当たり単価とし、基準内給与(基本給及び諸手当)、通勤手当、賞与からなり製作工とは異なり退職金等を含まない単価である。